

○小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年12月28日

条例第21号

改正 平成31年3月22日条例第2号

令和4年12月26日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがある場合を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、公の施設の概要その他規則で定める事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、小山市指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(選定方法等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(5) その他市長が別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると認められるとき。

(2) 第3条の規定による申請がなかったとき。

(3) 公の施設の適正な管理を確保するため緊急の必要があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があるとき。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、規則で定める。

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地を調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する管理業務の実施状況その他規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、漏えい、滅失又はき損の防止等、保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項の協定により必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定の取消し又は管理の業務の停止を命じられたときは、その管理をしなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、第9条第1項の規定により指定の取消し又は管理の業務の停止をした場合において指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとす

る。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小山市情報公開条例の一部改正)

2 小山市情報公開条例(昭和62年条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(小山市個人情報保護条例の一部改正)

3 小山市個人情報保護条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成31年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。